

(2026.4.1 改定)

## 重要事項説明書（介護老人福祉施設）

あなた（ご利用者）に対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する平成11年3月31日厚生省令第39号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 事業者概要

事業者名称	清仁会（せいじんかい）
法人種別	社会福祉法人
主たる事業所の所在地	茨城県龍ケ崎市大徳町字古川4965番地の1
代表者名	理事長 石川貴久（いしかわ たかひさ）
設立年月日	昭和55年8月1日
電話番号	0297-64-3234
ホームページアドレス	<a href="http://www.intio.or.jp/yasuragi/index.html">http://www.intio.or.jp/yasuragi/index.html</a>

### 2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームやすらぎの里
施設の所在地	茨城県龍ケ崎市大徳町字古川4965番地の1
施設長の氏名	施設長 石川純
電話番号	0297-64-3234
FAX番号	0297-64-3237

### 3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員	龍ケ崎市基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設（多床室）	R2.4.1	0870800067	50名	—
介護老人福祉施設（個室）	〃	0870800927	40名	—
短期入所（多床室・予防）	〃	0870800067	6名	—
短期入所（個室・予防）	〃	0870800927	10名	—
デイサービス	R2.4.1	0870800471	25名	—
〃	R5.4.1	〃	25名	予防事業・総合事業
居宅支援事業	R2.4.2	0870800109	135件	—

#### 4. 運営の方針

運営の方針	<p>1 業務執行体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の組織、職員の配置を明確にし、各階層の会議を通して、運営施策の確立を図ります。</li> <li>・社会的責任の認識と、事務の適正化、記録等の整理保管の徹底を図ります。</li> </ul> <p>2 職員の資質向上と人材育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が常に自己研鑽に努め、専門性を身につけ人間性を豊かにし、ご利用者に充実したサービスが提供できるよう努めます。</li> <li>・人事考課制度により、職員個々の能力の向上を図ります。</li> <li>・専門資格の取得、また各種研修への参加を通して、資質の向上、また福祉に関する専門的知識、技能を習得し、サービスの向上を図ります。</li> <li>・介護事故を減らしていけるよう、発生した事故の分析、ヒヤリハットの検証を通して、事故予防に努めます。</li> </ul> <p>3 ご利用者の個別ケアの充実と自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の中の『気づき』を通して、ご利用者の最適な生活環境づくりを支援します。</li> <li>・『その人にできること』を理解し、日常的な作業を通して、本人の主体性を引き出す取り組みをします。</li> </ul> <p>4 ご利用者の安全確保と生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害訓練、防災機器の保守点検を実施し、安全で快適な生活を送れるよう、環境整備に努めます。</li> <li>・自然災害、感染症集団感染等に備え、非常時の食料、医療品、日用品等を常に一定量確保します。</li> </ul>
-------	--

#### 5. 施設の概要 『特別養護老人ホームやすらぎの里』

敷 地	4649.4 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	4586.2 m <sup>2</sup>
	利用定員	90 名

##### (1) 居室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
2人部屋	1	26.4 m <sup>2</sup>	13.2 m <sup>2</sup>
4人部屋	12	37.5 m <sup>2</sup>	9.4 m <sup>2</sup>

個 室	40	15.5 m <sup>2</sup>	15.5 m <sup>2</sup>
-----	----	---------------------	---------------------

(2) 主な設備

設備の種類	数	特色等
食堂	1	10～20人でグループ分けされており、その各フロアで食事提供
機能訓練室	1	訓練室のほか、各グループフロアや居室内でも個別に実施
一般浴室	4	ご家庭で入っているような浴槽
機械浴室	特殊浴槽 1 台 中間浴槽 3 台	自分で身体が動かせない人のための機械の浴槽
医務室	1	診療所にもなっている医務室
洗面所	各所	個室は各室、多床室はグループ各所
トイレ	グループ各所(ウォッシュレット設備の有)	手すりやナースコールが設置されたトイレ
デイルーム	各所	グループ分けした各グループに有

6. 職員体制

従業者の 職種	員 数	区 分				常勤換 算後の 人員	指定基準	保有資 格
		常勤		非常勤				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
施設長	1	1				1.0	(常勤)	
医師	1			1		0.1	必要な数(非常勤可)	
生活相談員	1	1				1.0	入所者数が100またはその端数を増すごとに1以上(常勤)	介護支援 専門員
介護職員	55	44	1	8		53.2	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上。	介護福祉 士他
看護職員	9	3	1	5		6.9	1人以上は常勤 ③入所者50以上130未満…常勤換算方法で3以上	看護師他
栄養士	1	1				1.0	1以上	管理栄養士
機能訓練指導員	1		1			1.0	1以上	看護師
介護支援専門員	1	1				1.0	1以上	

## 7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
施設長（管理者）	9：00～18：00	施設ローテーション勤務による
医師	月・水・金 13：00～16：00	
生活相談員	9：00～18：00	
介護職員	24時間3交代制（早・遅・夜勤）	
看護職員	9：00～18：00	
管理栄養士	9：00～18：00	
機能訓練指導員	9：00～18：00 *他にPTが毎月1回	
介護支援専門員	9：00～18：00	

## 8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

### （1）介護保険給付によるサービス（別紙 料金表）

サービスの種別	内 容	自己負担額
排せつ	自立排せつ、時間排せつ、おむつ使用等、ご利用者の状況にあわせてお手伝いをします。	介護報酬の1割をお支払いいただきます。 （ご本人の収入により、2割、3割負担となる場合があります）
入浴・清拭	入浴日 月曜～土曜のうち週2回 入浴時間 13時～16時 入浴できない方はタオルで体をおふきします。	
離床	寝たきり防止のため、毎日の寝起きの手伝いをします。	
着替え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。	
口腔ケア	口の中のケアのお手伝いをします。	
整容	身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は週1回行います。	
寝具の消毒	寝具は定期的に交換します。	
洗濯	衣類・タオルの洗濯を行います。羊毛や貴重な衣類などは施設で洗濯できません。	
機能訓練	機能訓練指導員による機能訓練をご利用者の状況に合わせて行います。	
健康管理	当施設の医師が、週3回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でも心配のときはいつでも診察しますのでお申し付けください。 外部の医療機関に通院する場合は基本的にご家族の介添えをお願いしています。	

娯楽等	カラオケ、ゲーム、ビデオ、レクレーションなどの娯楽設備を整えております。	
介護相談	ご利用者とその家族からのご相談に応じます。	

\* これに加え、施設の状態により報酬加算が発生する場合があります（料金表）

### (2) 食事（食費）

食事	食事時間 朝食 7時30分～8時30分まで 昼食 11時30分～12時30分まで 夕食 17時30分～18時30分まで 食事場所 ・できるだけ起きてフロアで食べてもらいます。 ・献立表は、7日前までに掲示します。 ・食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。 ・提供されるもののほかに食べたいものがある場合は、お申し付けください。 ・お茶または白湯の給湯はお申し付けください。	負担額 （1日あたり） 1,445円

	負担限度額
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1,360円
第4段階	1,445円

### (3) 居室（居住費）

当施設には下記の種類の居室があります。

居室の種類	内容
4人部屋	男性部屋・女性部屋で、各4人1室となります
個室	個室には備付の洋服ダンス、洗面台があります

#### 負担限度額

居室の種類	料 金
4人部屋	第1段階： 0円 第2段階： 370円
	第3段階： 370円 第4段階： 855円
個室	第1段階： 820円 第2段階： 820円
	第3段階： 1,310円 第4段階： 2,006円

負担限度額について

- 第1段階 … 生活保護受給者
- 第2段階 … 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 80 万円以下、かつ預貯金等の合計が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下
- 第3段階①… 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 80 万円以上 120 万円以下、かつ預貯金等の合計が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下
- 第3段階②… 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 120 万円以上、かつ預貯金等の合計が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下
- 第4段階 … 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額 120 万円以上、かつ預貯金等の合計が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	自己負担額
特別な食事	通常の食事以外に、お寿司やうなぎなどの特別な食事をご用意します。	通常の食費に追加料金が発生します
貴重品管理	預金通帳、印鑑、年金証書等の貴重品を一体管理します。※別途、契約が必要	2, 0 0 0 円/月
通帳管理	通帳保管管理サービス。※別途契約が必要	5 0 0 円/月
おやつ代	毎日提供されるおやつの代金です。	1 0 円/日
理髪・美容	週に 1 回、訪問理美容サービスがきます。	1, 8 7 0 円～
電気製品使用料	テレビや電気毛布など、個人的に使用する電気製品の電気料です。	3 0 円/日～
クラブ活動	当施設では、次のようなクラブ活動を行っております。参加は任意です。 ・音楽、工作、調理など	個別の費用が発生する場合、代金をご負担いただきます。
保健衛生・日常生活品の購入代行	ご利用者様がご希望される歯ブラシ、衣類、保湿クリーム等の日常生活用品や保健衛生品について、ご家族様によるご持参が難しい場合は、事業所にて購入の代行を行います	商品の代金及び職員が施設外で買い物をした場合は、購入代行費用として、1 回あたり金 5 0 0 円をご負担いただきます
介護機器等使用料	施設備付以外の福祉機器等を使用する使用料です。	実費をご負担いただきます。
付き添い費用	通院・入院・外出等の職員の付き添い ※基本的には家族にお願いしています。	5, 0 0 0 円/1 回/人

その他	※医療 当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただくことになります。 インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン接種など
	※その他、ご利用者様と協議の上決定します。

#### (5) 利用料が減額となる制度

利用料が減額となる制度として下記の制度があります。詳しくは職員が説明します。	
各市町村	社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

### 9. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設利用相談室（窓口担当者：生活相談員川村尚史、電話0297-64-3234）までお気軽にご相談ください。また、意見箱（施設入り口に設置）での受付もしておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

### 10. 協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	いしかわクリニック 歯科	龍ヶ崎済生会病院
所在地	茨城県龍ヶ崎市大徳町 5353-1	茨城県龍ヶ崎市中里 1-1
電話番号	0297-62-0378	0297-63-7111

### 11. 苦情等相談

サービスに関する苦情等は、下記の苦情申出第三者委員・各市町村等でも受け付けておりますのでご利用下さい。

名 称	電話番号
第三者委員 橋本 ヨウ子	0297-62-3722
〃 高須 文江	0297-64-4485
龍ヶ崎市介護保険課	0297-64-1111
利根町福祉課	0297-68-2211
河内町福祉課	0297-84-2111
茨城県国民健康保険団体連合会	029-301-1565

## 12.身体的拘束等の適正化

事業者は、利用者等の生命または身体を保護するため、次の必要な措置を講じます。

- (1) 事業所は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。
- (2) 身体的拘束等を行う場合は、その様態および時間、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、3か月に1回以上開催し、その結果を職員に周知します。
- (4) 委員会をとおして、指針やマニュアルを整備し、また、定期的な研修を行います。

## 13.虐待防止

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待等の防止の為に、次の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。  
責任者：生活相談員
- (2) 苦情解決体制を整備します。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発、普及するため委員会を設置、研修等を実施します。
- (4) サービス提供中に、職員または擁護者（現に擁護している家族等）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村等に報告します。

## 14.ハラスメント

事業所の職員がご利用者に対して行う次の行為、または、ご利用者が職員に対して行なう同様の行為に関して、これを固く禁止しています。

- (1) 身体的暴力 … 身体的な力をつかって危害を及ぼす行為
- (2) 精神的暴力 … 人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- (3) 性的暴力 … 性的誘い掛けや態度の要求、性的嫌がらせ等

## 15.事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、市町村及び利用者に係る居宅介護支援事業所等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、事故発生の原因究明と予防の検討を行い、再発防止に努めます。

事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償に応じます。

## 16. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「やすらぎの里施設防災マニュアル」に則り対応します。
近隣との協力関係	関区町内会（関消防団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「やすらぎの里消防計画」に則り、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方等も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、非常階段、自動火災通報装置、誘導灯、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源、ほかカーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しています。

## 17. 事業継続計画（BCP）の作成

事業者は、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、火災、風水害、地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため、法人内に対応する委員会を設置します。委員会で、事業継続に向けた計画等（BCP）の策定、研修の実施、訓練を年2回以上、実施します。

## 18. 施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時～17時 来訪者は面会時間を遵守し、事務所にある『施設訪問申込書』に記入してください。宿泊を希望される場合はお申し出ください。（別途宿泊室あり）
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず外出先、日程等を記入していただきます。外出先で何かありましたらお知らせください。（具合が悪くなった、転んだ など） 外出は18:00まで 長期で入院もしくは外泊される場合、ご利用部屋を短期入所の空床利用に使用する場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	基本的に施設内は喫煙です。 飲酒はご相談ください。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他の入居者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	貴重品等の持ち込みはなるべくご遠慮ください。紛失等に関して責任を持ってません。

現金等の管理	基本的に持ち込みはご遠慮ください。本人が所持している場合、紛失等に関して責任を持ってません。
宗教活動 ・ 政治活動	施設内での他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

19.提供するサービスの第三者評価の実施状況について

当事業では、提供するサービスの第三者評価は実施していません。

私は、本書面に基づいて、担当職員（生活相談員 川村尚史）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

○サービスご利用者

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

○連帯保証人（2名）

私は、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

(1)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(2)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

○サービス事業者

所在地 茨城県龍ヶ崎市大徳町字古川 4965 番地の 1

名 称 社会福祉法人清仁会

特別養護老人ホームやすらぎの里

施設長 石川 純 (印)

○説明者

特別養護老人ホームやすらぎの里

生活相談員 川村 尚史 (印)